

輸入ワクチン

副作用でも解約できず

新インフル型 日本に不利な購入契約

近く承認審査が始まる外国製の新型インフルエンザワクチンをめぐり、厚生労働省が欧州の製薬大手二社と結んだ購入契約は、同省による副作用の評価を理由には解除できない条件になっていること

が二十三日、分かった。企業側には一定の条件下で解約を認め、日本政府に違約金を請求できるなど有利な内容となっている。

同省には「交渉過程で足元を見られた」との指摘もあり、国内の供給態勢が脆弱な実態が浮かび上がった。

同省が契約したのは

グラクソ・スミスクライン(英、GSK)、ノバルティス(スイス)両社で、十月六日付。関係者によると、企業側は副作用による賠償金などを国が肩代わりする法律が今月十五日までに成立、発効しない場合か、国側に著しい契約義務違反がある時に契約解除できる



新型インフルエンザワクチンの輸入

厚生労働省はグラクソ・スミスクライン(英)製7400万回分、ノバルティス(スイス)製2500万回分の新型インフルエンザワクチンを輸入し、健康な成人への接種に用いる計画。両社の製品には免疫補助剤が添加されているほか、ノバルティスのワクチンは動物の細胞を使って培養するなど国産と製法が異なる。同省は手続きを簡略化した「特例承認」を初適用する方針で、早ければ来月下旬に承認される見通し。購入額は計1126億円だが、同省は両社の内訳を公表していない。

よつになつて立。同省側が解約できる措置が間に合わなければ、国が違約金を支払う条項も盛り込まれたが、先月三十日に成立し支払いが免れた。

同省側が解約できるケースは、企業側に契約義務違反があった場合だけで、事実上解約の申し出ができない条件だといふ。

GSKのワクチンは、接種が不要な感染者の増加や、カナダ国内で一時使用が見合わされた。厚生労働省は現地調査結果を、二十六日に開く薬事・食品衛生審議会の部会に報告する予定だ。

同部会では承認の可否に向けて安全性を検討するが、「副作用の評価を理由に解約できない」(企業側担当者)といふ。契約違反に当たるのは製品が規格外のケースなどに限られるとされる。

同省は情報公開請求に対し、守秘義務を理由に契約書の大半を不開示とし、開示した部分も「黒塗り」とした。

ワクチンは、接種が不要な感染者の増加や、国産ワクチンの接種回数変更で、輸入分に余剰が生じる可能性がある。しかし、契約は全量購入が前提のため、購入量を減らす際も違約金が発生。使用期限は来年秋ごろだが、ウイルスの変異で役に立つかは不明だ。